

予備試験

令和の論文過去問完璧講座2025

◆ 憲 法 ◆

<講師作成練習用・平均的合格答案>

— R1～R5 —

令和3年予備試験合格者・令和4年司法試験合格者
清武 宗一郎 講師

辰巳法律研究所

目次

■ R 1	P. 1
◆ 講師作成練習用答案	P. 1
◆ 講師作成平均の合格答案	P. 5
■ R 2	P. 9
◆ 講師作成練習用答案	P. 9
◆ 講師作成平均の合格答案	P. 12
■ R 3	P. 15
◆ 講師作成練習用答案	P. 15
◆ 講師作成平均の合格答案	P. 19
■ R 4	P. 23
◆ 講師作成練習用答案	P. 23
◆ 講師作成平均の合格答案	P. 26
■ R 5	P. 29
◆ 講師作成練習用答案	P. 29
◆ 講師作成平均の合格答案	P. 32

1 第1 Xの主張

2 1 報道の自由は、国民の知る権利に奉仕するものだから、憲法21条1項により保障される。

3 また、報道の自由の不可欠の前提として、取材の自由は憲法21条1項の精神に照らして十

4 分尊重に値し、憲法上の権利として保障されると解する。また、取材源の秘匿は、取材の自

5 由を確保するために必要なものとして、同項により保障されると解する。

6 2 「職業の秘密」(民事訴訟法197条1項3号)とは、その事項が公開されると、当該職業

7 に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいうと解される。

8 本件

9

10

11 したがって、取材源である乙の名前は「職業の秘密」に当たる。

12 3(1) もっとも、「職業の秘密」に該当する場合でも、証言による不利益の内容、程度等と、証

13 拠としての必要性の程度等の諸事情を比較衡量して、保護に値する秘密といえない場合には、

14 証言を拒絶できない。

15 (2) 本件

16

17

18

19

20

21

22

23 (3) したがって、特段の事情が認められないため、原則どおり、取材源である乙の名前は保護
24 に値する「職業の秘密」に当たり、Xの証言拒絶は認められる。

25 第2 私見

26 1 まず、報道の自由とは異なり、取材の自由と取材源秘匿権は報道の自由の単なる派生的権
27 利にすぎず、憲法21条1項により保障されないとも考えられる。しかし、取材源の秘匿は、
28 取材の自由を確保するため、ひいては正しい内容の報道のために必要である。よって、両者
29 ともに報道の自由の一環として憲法21条1項により保障されると解する。

30 2(1) そうだとしても、取材活動が正当な取材活動の範囲を逸脱する場合は、それが将来にわ
31 たり円滑に行えなくなるとしても取材者の業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難に
32 なるといえないから、その取材源は「職業の秘密」に当たらないと解される。

33 (2) 本件

34

35

36

37

38

39

40

41

42 (3) したがって、乙の名前はXの主張のとおり、「職業の秘密」に当たる。

43 3(1) もっとも、Xの主張のとおり、判例上、保護に値する「職業の秘密」でなければ証言拒
44 絶は認められないところ、フリージャーナリストが主体である場合はマスコミ各社が主体で

45 ある場合と比べて知る権利に資する程度が小さく権利の重要性が相対的に低いため、その
46 「職業の秘密」が保護に値するとはいえないとも思える。

47 しかし、

48

49

50

51 したがって、フリージャーナリストの場合でも、マスコミ各社の場合と同様に、その「職
52 業の秘密」が保護に値するか否か検討すべきである。

53 (2) 本件

54

55

56

57

58

59

60

61

62 (3) よって、特段の事情はないから、本件報道は原則どおり保護に値する「職業の秘密」に当
63 たる。

64 4 以上より、Xは民事訴訟法197条1項柱書・3号に基づき証言拒絶が可能であり、乙の
65 名前を秘匿できる。

66

以上

1 第1 Xの主張

2 1 報道の自由は、国民の知る権利に奉仕するものだから、憲法21条1項により保障される。

3 また、報道の自由の不可欠の前提として、取材の自由は憲法21条1項の精神に照らして十
4 分尊重に値し、憲法上の権利として保障されると解する。また、取材源の秘匿は、取材の自
5 由を確保するために必要なものとして、同項により保障されると解する。

6 2 「職業の秘密」(民事訴訟法197条1項3号)とは、その事項が公開されると、当該職業
7 に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいうと解される。

8 本件では、Xが取材源である乙の名前を明かせば、今後、匿名条件で取材源となる者がX
9 の取材を受けることを躊躇するおそれがあり、Xの将来にわたる自由で円滑な取材活動が妨
10 げられ、その業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるといえる。

11 したがって、取材源である乙の名前は「職業の秘密」に当たる。

12 3(1) もっとも、「職業の秘密」に該当する場合でも、証言による不利益の内容、程度等と、証
13 拠としての必要性の程度等の諸事情を比較衡量して、保護に値する秘密といえない場合には、
14 証言を拒絶できない。

15 (2) 本件の報道内容は、SDGsに積極的にコミットしていることで知られる家具メーカー甲
16 が濫開発による森林破壊で国際的に強い批判を受けているC国から原材料となる木材を輸
17 入し、日本国内で加工し製品化しているというものであるが、かかる報道内容は環境問題と
18 いう公共の利益に関するものである。また、Xは、たしかに、守秘義務を理由に取材を断る
19 乙に対し、その工房や、家族のいる自宅に執ように押しかけ、乙のエコロジー家具の工房経
20 営にも評判の低下により悪影響が及ぶことを匂わせているが、脅迫に当たるとまではいえず、
21 刑罰法規に触れているとは言えない。そして、本件の民事訴訟は守秘義務違反に基づく損害
22 賠償請求であって、社会的意義・影響のある重大な民事事件とまではいえない。

23 (3) したがって、特段の事情が認められないため、原則どおり、取材源である乙の名前は保護
24 に値する「職業の秘密」に当たり、Xの証言拒絶は認められる。

25 2 私見

26 1 まず、報道の自由とは異なり、取材の自由と取材源秘匿権は報道の自由の単なる派生的権
27 利にすぎず、憲法21条1項により保障されないとも考えられる。しかし、取材源の秘匿は、
28 取材の自由を確保するため、ひいては正しい内容の報道のために必要である。よって、両者
29 ともに報道の自由の一環として憲法21条1項により保障されると解する。

30 2(1) そうだとしても、取材活動が正当な取材活動の範囲を逸脱する場合は、それが将来にわ
31 たり円滑に行えなくなるとしても取材者の業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難に
32 なるといえないから、その取材源は「職業の秘密」に当たらないと解される。

33 (2) 本件では、上述Xの主張のとおり、Xの取材活動は犯罪行為を伴うものであったり、犯罪
34 行為を認識しながら放置したりするものではない。また、証言しない乙の態度を「保身」と
35 批判して乙の工房経営への悪影響を示唆した点についても、乙の態度に対する批判の域を出
36 ない。

37 したがって、本件のXの取材活動は正当な取材活動の範囲内の行為である。

38 そして、本件において証言拒絶により乙の名前を秘匿できなければ、今後匿名条件を付し
39 て説得しても取材に応じてもらえない可能性が高くなるといえる。そうすると、同様の態様・
40 条件による取材活動が将来にわたり円滑に行えなくなり、Xの業務に深刻な影響を与え以後
41 その遂行が困難になるといえる。

42 (3) したがって、乙の名前はXの主張のとおり、「職業の秘密」に当たる。

43 3(1) もっとも、Xの主張のとおり、判例上、保護に値する「職業の秘密」でなければ証言拒
44 絶は認められないところ、フリージャーナリストが主体である場合はマスコミ各社が主体で

45 ある場合と比べて知る権利に資する程度が小さく権利の重要性が相対的に低いため、その
46 「職業の秘密」が保護に値するとはいえないとも思える。

47 しかし、本件のXの動画が反響を呼んでマスコミ各社の後追い取材の対象となったように、
48 本来の組織から離れて比較的自由に活動できるフリージャーナリストの方が迅速かつ鋭い
49 報道が可能である場合もある。インターネットの発展状況にかんがみても、マスコミ各社と
50 フリージャーナリストの役割の重要性は相対的なものにすぎない。

51 したがって、フリージャーナリストの場合でも、マスコミ各社の場合と同様に、その「職
52 業の秘密」が保護に値するか否か検討すべきである。

53 (2) 本件の報道内容はたしかに、甲という私企業のスキャンダルとしての側面を有する。しか
54 し、かかる私企業のスキャンダルであっても、我が国におけるSDGsの実践状況を示すも
55 のだから、本件報道は国民の政治判断に資するものとして、公共の利害に関する報道に当た
56 る。

57 そして、たしかにXの取材活動は取材拒否を行う乙に対して場所を問わず何度も取材申込
58 みを試みるものであって、乙の日常生活の平穏を害する側面がある。しかし、Xは取材拒否
59 の態度が乙の工房の評判を低下させるという脅し文句も申し向けているが、これは、乙の取
60 材拒否の事実を報道した場合のリスクを乙に認識させるに過ぎないから、脅迫に当たるとま
61 ではない。一方、本件訴訟は甲社の守秘義務違反による損害賠償請求であって、本件報
62 道の内容を争うなどの社会的意義があるわけではない。

63 (3) よって、特段の事情はないから、本件報道は原則どおり保護に値する「職業の秘密」に当
64 たる。

65 4 以上より、Xは民事訴訟法197条1項柱書・3号に基づき証言拒絶が可能であり、乙の
66 名前を秘匿できる。 以上



講座のご受講、本当にお疲れ様でした。
今回の講義、教材に関し、ご意見・ご感想をぜひお聞かせ下さい。
よりよいコンテンツを目指します。

※上記二次元バーコードを読み取り、専用フォームよりご回答ください。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）